

第 69 号議案

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

市長、副市長及び教育長の給与改定の状況等に鑑み、市議会議員の手当について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の議員報酬等条例」という。)第5条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊後大野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。